

令和3年度事業計画（案）

社会福祉法人
古座川町社会福祉協議会

1. 令和3年度基本方針

古座川町では総人口が減少を続ける一方で、高齢化率は上昇を続け、既に53%を超えました。住民の半数以上が高齢者という現状で、認知証高齢者や老々介護の世帯が増加し、また地域のコミュニティの脆弱化により、今後さらに福祉サービスを必要とする人が確実に増加し、その内容も多様化して行くものと考えます。

また令和2年度では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により様々な事業が中止や延期となり、人の集まる場や日常生活においてもいままでの生活様式とは違い、手洗い、消毒、マスク着用、そして密を避けるなど感染症予防の観点から、事業運営の際には多様な配慮が必要となっていました。

このような状況のもと、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核組織として、社協のもつネットワークを最大限に生かしながら「だれもが住み慣れた地域で安心した暮らしが出来る」福祉のまちづくりの実現をめざし、本年度は以下の3つを柱とし、町当局や関係機関と連携しながら、地域福祉推進に取り組んでいきます。

- ① 町内在住の要援護者が安全で安心して暮らせるよう見守りを行う「要援護者見守り事業」
- ② 医療機関等への移送を行うことにより在宅高齢者等の保健福祉の向上を図る「古座川町外出支援サービス事業」
- ③ 地域住民が気軽に集まれる場をつくり、地域の団らんの場を提供する「ふれ愛カフェ・よりみち」の実施

2. 古座川町社会福祉協議会基本理念

社会福祉協議会は、地域住民の知恵と力を提供いただいて、地域福祉の推進を図ります。

- ① 地域の生活課題について、地域住民の参画と協働による課題解決活動を企画・実践します。
- ② 生活課題の包括的な支援を進めます。
○その人にとって身近な地域に密着した支援を進めます。

- 様々な制度（介護保険・支援費等）とボランティア活動等を組み合わせた自立生活支援を進めます。
- 自立支援を基礎にした利用者の立場にたったサービスを進めます。
- ③公共性と非営利性を合わせ持つ民間団体として事業経営に努めます。
 - 制度の谷間にある地域住民の生活課題への対応・支援に重きをおきます。
 - コスト意識をもち、効果的かつ効率的な自立した事業経営を行います。
 - 事業内容等は、可能な限り、わかりやすく、その情報を開示します。

3. 古座川町社会福祉協議会重点事項

- ①地域住民の要望・福祉課題などの把握に努め、住民のニーズに基づく活動を展開し、明るく豊かな地域づくりを目指します。
- ②住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として活動を進めます。
- ③民間組織の特色、開拓性・即応性・柔軟性をいかした活動を進めます。
- ④社会福祉、保健・医療・教育・労働などの行政機関や民間団体などの連携を図り、行政と住民組織との協働による活動を進めます。
- ⑤地域住民の福祉活動の組織化、ニーズの把握等福祉の専門性を生かした活動を進めます。
- ⑥地域住民の相談窓口として、住民の立場に立った相談活動をおこないます。
- ⑦社会福祉に従事する者として、常に知識・技術の向上に努めます。

各 事 業 計 画

運営福祉事業

（法人運営）

1. 事業方針

- ①社会福祉協議会のあらゆる活動について積極的に PR をし、存在意義を明確にしていく。
- ②役職員の資格取得を奨励し、専門性を高め組織の強化を進める。
- ③行政及び関係機関・団体との連携に努める。（ネットワーク機能の強化）

2. 重点事項

- ア. 理事会・評議員会活動の充実
- イ. 役職員の資質向上
- ウ. 役職員の福利厚生の実施
- エ. 広報啓発活動

(地域福祉関係)

1. 事業方針

- ①個人の尊厳を保ち、いきいきと輝いていける地域社会づくりに努める。
- ②地域住民やその家族が抱える表面化されていない福祉課題等の把握に努め解決に導く。

2. 重点事項

- ア. 生活福祉資金の貸付
- イ. ボランティア教室の開催
- ウ. ふれあいいきいきサロンの開催
- エ. 共同募金への協力
- オ. 古座川町外出支援サービス事業の強化
- カ. 要援護者見守り事業の強化
- キ. ふれ愛カフェ「よりみち」の実施
- ク. 生活支援体制整備事業の推進
- ケ. 行政・関係各種団体との連携

(福祉基金)

1. 事業方針

高齢化社会の福祉活動の促進及び快適な生活環境の形成をはかるため本事業の推進を図る。

2. 重点事項

- ア. 基金管理の徹底
- イ. 基金運用の正確性
- ウ. 基金規程の遵守
- エ. 福祉機器の貸出及び斡旋

(福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度)

1. 事業方針

判断能力が不十分な高齢者・知的障がい者・精神障がい者などに対し、福

祉サービスの利用に関する相談に応じ、福祉サービス利用援助者や日常的な金銭管理、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う。また、今後、利用者の判断能力の低下により福祉サービス利用援助事業の利用が難しくなる方を対象に成年後見制度の運営を実施する。

2. 重点事項

- ア. 福祉サービス利用援助事業に関する情報の周知と利用の促進
- イ. 法人後見事業の実施

介護保険事業

(訪問介護・訪問入浴)

1. 事業方針

本事業は、利用者が要支援及び要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴・排泄・食事等の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図りつつ他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 重点事項

- ア. 利用者の在宅生活継続への支援
- イ. 利用者・家族のニーズに基づくサービス提供
- ウ. 高齢者相談センター（地域包括支援センター）との連携
- エ. 関係市町村・保健・医療関係等との連携
- オ. 本事業従事者の資質向上
- カ. 個人情報保護の徹底

(障害福祉サービス)

1. 事業方針

障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した障害福祉サービスの提供に努める。

2. 重点事項

- ア. 居宅介護事業（ホームヘルプ）の充実
- イ. 重度訪問介護事業（ホームヘルプ）の充実